

通則 3

二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(抜粋)

3(a)

最も特殊な限定をして記載している項が、一般的な記載をしている項に優先する。

3(b)

- ①混合物、
- ②異なる材料から成る物品、
- ③異なる構成要素で作られた物品、
- ④小売用のセットにした物品

当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとして所属を決定する。

3(c)

等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通則 3 (a)

最も特殊な限定

- 固有名 > 種類名

例：バリカン(85.10項) > 家庭用電気機器(85.09項)



- 明確な記載 > 不完全な記載

例：ゴム製空気タイヤ(40.11項) > 自動車部品(87.08項)



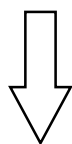
例：安全ガラス(70.07項) > 飛行機部品(88.03項)



通則 3 (b)

重要な特性

- ① 混合物
- ② 異なる材料から成る物品
- ③ 異なる構成要素で作られた物品
- ④ 小売用のセットにした物品



当該物品に**重要な特性**を与えている材料又は構成要素から成るものとして所属を決定する。

通則 3 (b)

重要な特性を与えている材料・構成要素を
どのように判断するのか？

【客観的基準】

性質（重量、容積、数量、価格、厚さ、幅など）

【抽象的基準】

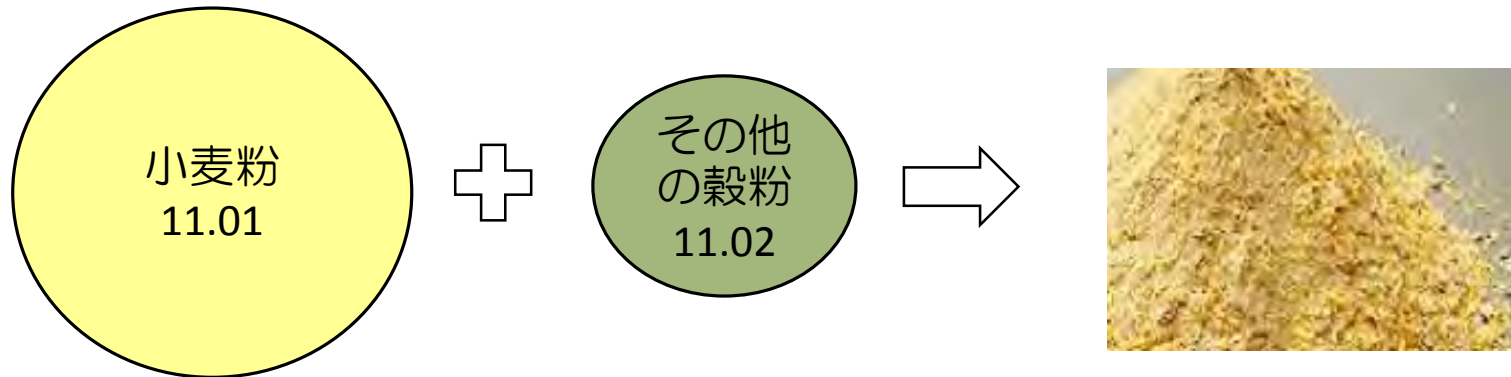
機能、用途、役割など

（ケース・バイ・ケースで判断）

通則 3 (b)

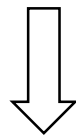
① 混合物

小麦粉（70%）、とうもろこしの粉（30%）を混合したもの



重要な特性を与えているのは、重量が大きい「小麦粉」

※小麦粉の方が特殊な限定をして記載している項ではあるが通則3 (a) ただし書きの規定により、「小麦粉」と「その他の穀粉」は等しく特殊な限定をしているものとみなされる。

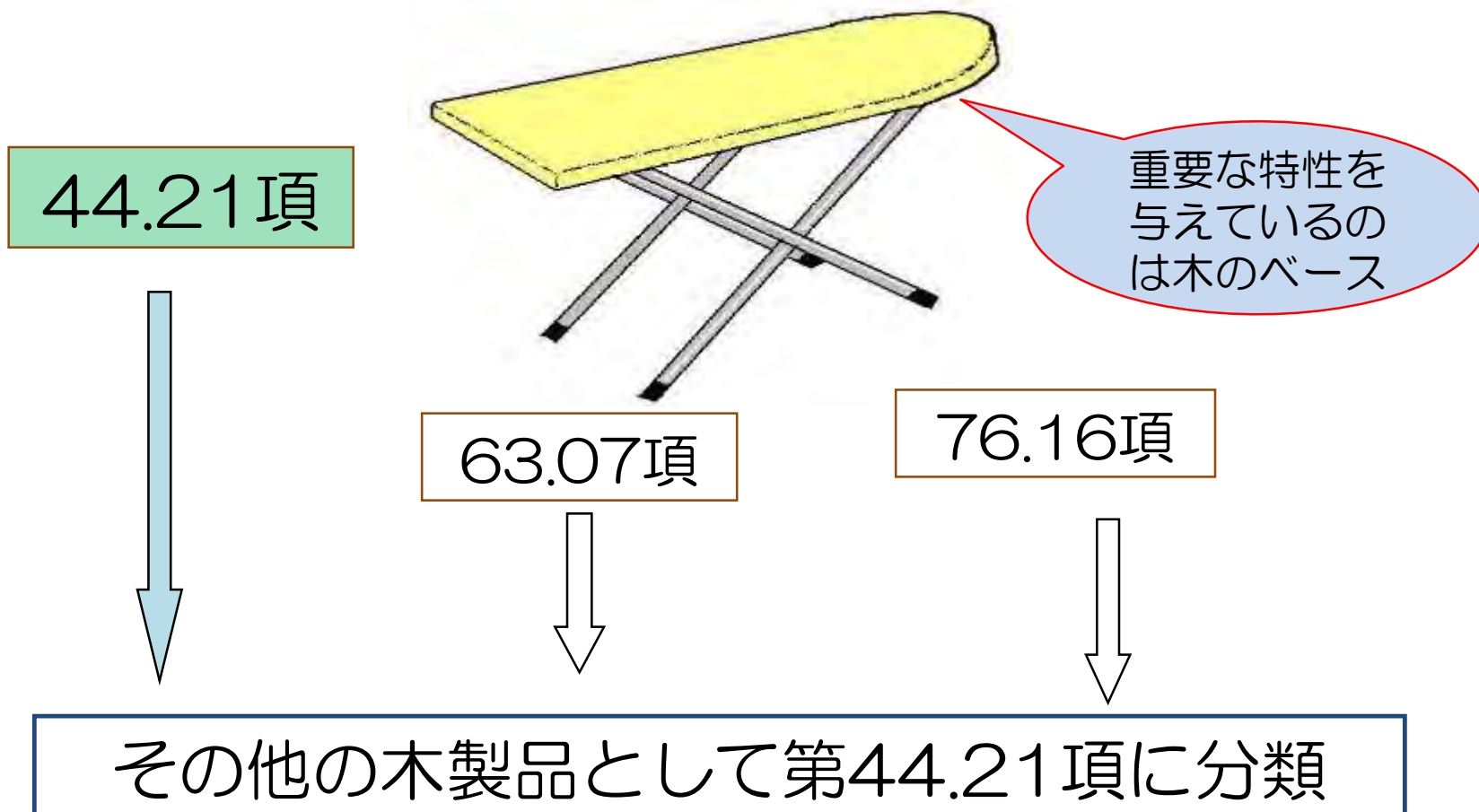


小麦粉として第1 1.0 1 項に分類

通則 3 (b)

② 異なる構成材料から成る物品

アイロン台に重要な特性を与えているのは何か…

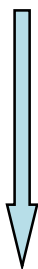


通則 3 (b)

③異なる構成要素から成る物品

事例：デジタルカメラ付きドローン

- 遠隔制御式のドローンに無線操作可能なデジタルカメラ（14メガピクセル）が固定されている
- 要素は、ドローンとカメラ
- 重要な特性を与えている要素はカメラと判断



デジタルカメラとして第85.25項に分類

通則 3 (b)

④ 小売用のセットにした物品の要件

関税率表解説、通則3 (b) (X)に規定されており、
次の要件のすべてを満たすものにかぎり適用される

(a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの

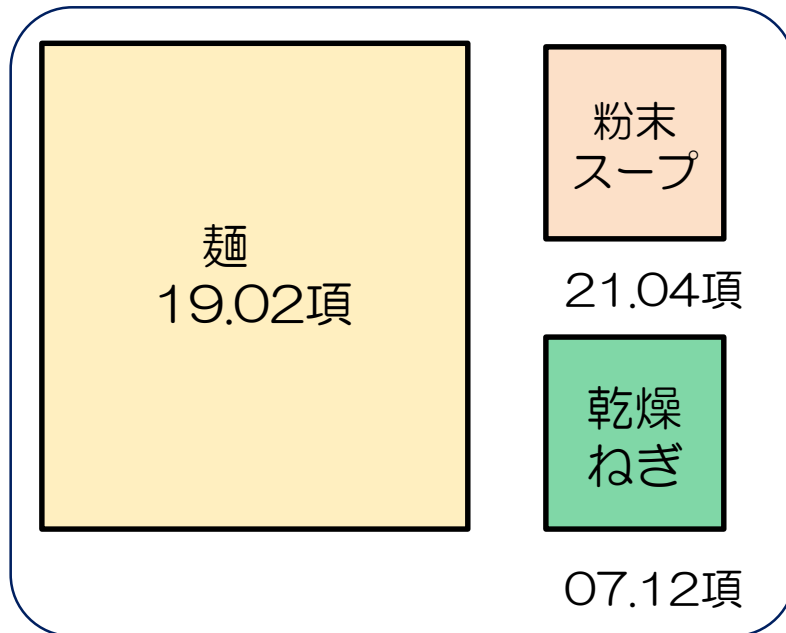
(b) ある特定の必要性を満たすもの又はある特定の活動を行なう為に、共に包装されたもの

(c) 再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

通則 3 (b)

④ 小売用のセットにした物品 (1)

事例：即席麺



- 異なる項に属する3つの物品から成る
- 即席麺を調理するために、共に包装されたもの
- 再包装せずに、最終使用者に直接販売されるもの

通則3 (b) (X) を適用し

重要な特性をあたえている物品は麺であることから

第19.02項 に所属を決定 (一括課税)

通則 3 (b)

④ 小売用のセットにした物品 (2)

一括課税が認められるか (通則3(b)(X)について)

インスタント
コーヒー

第21.01項



陶器製カップと
受け皿

第69.12項

(b)ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された製品からなるもの、と認められるか

小売用包装セットの考え方の一例

- ① インスタントコーヒー（第21.01項） → 消費財
- ② 陶器製カップ及び受け皿（第69.12項） → 耐久財



ライフサイクルの異なる物品を組み合わせて
小売用包装セットにしたもの



上記②は、普通の食器であり、他の飲み物も同じように
淹れて飲むことができる



ある特定の活動を行うために組み合わせ
されたもの、とは言えない



分離課税

通則 3 (c)

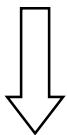
数字上の配列の最後に分類

(a) 及び (b) の規定により 所属を決定することができない物品 は、等しく考慮に値する項のうち **数字上の配列において最後となる項** に属する。

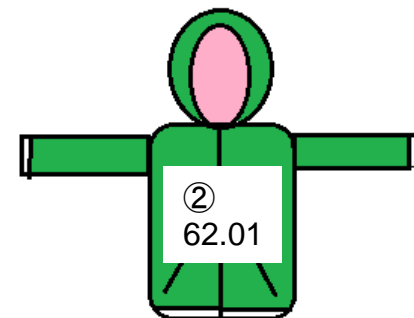
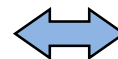
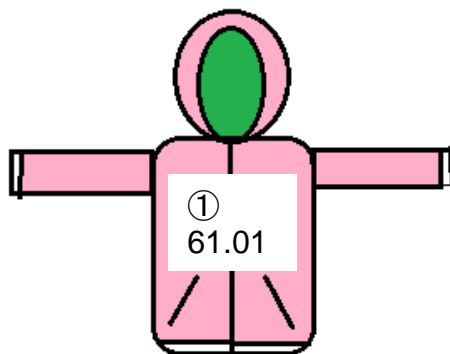


通則 3 (c)

事例：男子用リバーシブルジャンパー
(片面が綿100%平編み、他面が綿100%織物製)



3(b)で
決定できない



①ニットジャンパー

②織物製ジャンパー

3(c)により 最後となる 第62.01項 に所属を決定

通則 4

最も類似する物品

前項の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に**最も類似する物品**が属する**項**に属する。

・・・実際に、通則4が適用されることは、まれ(ほとんどない)

